優良住宅部品認定基準

Certification Standard for Quality Housing Component

内装ドア

Interior Doors

BLS ID:2007

２００７年１１月３０日公表・施行

財団法人 ベターリビング

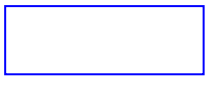

――――― 平成１７年１２月１日付で公表した「改正優良住宅部品認定基準等（平成１７年９月９日付け改正）の運用について」を示したものです。

目　　次

優良住宅部品認定基準
内装ドア

Ⅰ．総則
1．適用範囲
2．用語の定義
3．部品の構成
4．材料
5．施工の範囲
6．寸法

Ⅱ．要求性能
1　住宅部品の性能等に係る要求事項
1.1 機能の確保
1.2 安全性の確保
1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
1.2.3 健康上の安全性の確保
1.2.4 火災に対する安全性の確保
1.3 耐久性の確保
1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）
1.4.1 製造場の活動における環境配慮
1.4.2 内装ドアのライフサイクルの各段階における環境配慮
1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
1.4.2.3 施工時における環境配慮
1.4.2.4 使用時における環境配慮
1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
2　供給者の供給体制等に係る要求事項
2.1 適切な品質管理の実施
2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
2.2.1 適切な品質保証の実施
2.2.2 確実な供給体制の確保
2.2.3 適切な維持管理への配慮
2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
2.2.4 確実な維持管理体制の整備
2.2.4.1 相談窓口の整備
2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
2.3 適切な施工の担
2.3.1 適切なインターフェイスの設定
2.3.2 施工方法・納まり等の明確化
3　情報の提供に係る要求事項
3.1 基本性能に関する情報提供
3.2 使用に関する情報提供
3.3 維持管理に関する情報提供
3.4 施工に関する情報提供

Ⅲ．附則

優良住宅部品認定基準
内装ドア

Ⅰ．総則

1．適用範囲

住宅の居室、便所等の屋内の出入口及び収納部に用いるドアに適用する。

2．用語の定義

a) 製作寸法：内装ドアを製作する際の基本となる寸法をいう。

b) ドアの呼び寸法：内装ドアと枠等他の部位との接合に必要な、調整面（基準面）間の寸法をいう。

c) 内装設計のモデュール呼び寸法：部品及びそれが形づくる空間を設計するために基準となる単位寸法をいう。

d) 開口部呼び寸法：ドア枠を含めた内装ドアと壁等他の部位との接合に必要な、調整面（基準面）間の寸法をいう。

e) 有効幅員：扉を開放したときに実際に通過できる幅員をいい、扉を操作するための把手の突出寸法は含まない。

f) 標準化内装ドア：付属部品との互換性に配慮し、寸法等の仕様が標準化されている内装ドアをいう。

g) 長寿社会対応内装ドア：加齢等に伴う身体機能の低下を考慮した安全性及び介助行為を容易にすることに配慮した寸法、操作性等を有する内装ドアをいう。

h) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。

i) 消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能･性能を維持するために交換を前提としているもの。

j) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持･保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持･保守に加え、製品の破損･故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。

k) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3．部品の構成

構成部品は表－１による。

表－１　構成

構成部品名	構成の別(注)			備考
	開き戸	引き戸	折戸	
框	●	●	●	
桟	●	●	●	
表面材（合板等）又は鏡板（合板等）	●	●	●	
ドアブロック*1（把手金物用補強桟）	●	●	－	
扉上枠	△	△	△	
縦枠	△	△	△	
下枠	△	△	△	
化粧縁	△	△	△	
ガラリ	△	△	△	
らんま	△	△	－	
敷居	△	△	－	
たれ壁	△	△	－	
施錠装置	△	△	－	
ガラス	△	△	－	
レバーストッパー	△	△	－	
ドア・クローザ	△	△	－	
大手張り	△	△	△	
把手	△	－	△	
引手	－	△	－	
丁番	△	－	●	
ラッチ	△	－	－	
ストライク	△	－	－	
戸当たり	△	－	－	
枠額縁	△	－	－	
戸車	－	△	－	
レール	－	△	●	
ピポット	－	－	●	
ピポット受け	－	－	●	
ストッパー	－	－	△	
消音パッキン	－	－	△	
幅調整アングル	－	－	△	

＊1：木製フラッシュ戸のみ

注)

●：（必須構成部品）住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

△：（選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

4．材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料の名称及び該当するJIS等の規格名称を明確化し、又は、JIS等と同等の性能を有していることを証明すること。

5．施工の範囲

構成部品の施工範囲は原則として以下とする。

a) 扉枠の躯体への固定（枠ありの場合）

b) 扉枠への扉のつり込み、調整

6．寸法

a) 内装ドアの製作寸法

1) 内装ドアの製作寸法等は次のとおりとする。ただし、製作寸法について、①、②及び 2) の項目に合致しない場合は、当該内装ドアを使用する空間の内装設計寸法を考慮して設定することができる。

① 扉のみの場合

出入口に用いる内装ドア及び収納部に用いるドアの開口部呼び寸法は、表－２の内装設計のモジュール呼び寸法に適合するよう表－３、表－４に示す寸法とし、これらに基づき製作寸法を設定する。（表－３、表－４に示す寸法を全て用意する必要はない。）

② 扉枠を含めた扉の場合

出入口に用いるドアの開口部呼び寸法は、①と同様な寸法とした上で、内装ドアの基準面及び内装ドアの呼び寸法を設定し、これに基づき製作寸法を設定する。

表－２ 内装設計のモジュール呼び寸法

	モデュール呼び寸法（㎜）
幅（W）	600 750 900 1,200 1,500 1,800
高さ（H）	1,800 1,900 2,000 2,100 2,100以上

表－３ 出入口に用いる扉の開口部呼び寸法

	開口部呼び寸法（㎜）
幅（W）	600 700 750 800 850 900 1,100※ 1,150※ 1,200※ 1,400※ 1,450※ 1,500※ 1,700※ 1,750※ 1,800※
高さ（H）	1,800 1,900 2,000 2,100 2,100以上

表－４ 収納部に用いるドアの開口部呼び寸法

	呼び寸法（㎜）
幅（W）	300 450 600※ 750※ 900※
高さ（H）	300 400 600 1700※ 1,750※ 1,800※ 1,900※ 2,000※ 2,000以上※

注 1)※はクローゼットドア（２パネル）に対応するものに限る

2) 製作寸法精度

① 扉の見込、見付について、製作寸法と実寸法との差は、表－５の許容寸法以内であること。

② ねじれ、反り（木製フラッシュの開き戸・引き戸）

扉の面外変形のねじれ及び反りは、短辺、長辺及び対角線について最高矢高を計り、表－５の許容寸法以内であること。

表－５ 寸法精度（単位：㎜）

項 目	見込	見付	ねじれ	反り
許容寸法	＋0．5	－1．0	2．0	3．0

b)　標準化内装ドアの見込寸法及び標準姿図は次のとおりとする。

①　扉の見込寸法

出入口に用いる扉の見込寸法は表－6 による。

表－6　扉の見込寸法（単位：㎜）

	扉の見込寸法
開戸	33または36
引戸	30

②　収納部に用いる扉の見込寸法は表－7 による。

表－7　収納部に用いる扉の見込寸法　（単位：㎜）

高さ（H）	300≦H≦600	600≦H≦2,000
開戸	27または30または33	33または36
引戸	27または30	30

図－1　木製フラッシュ戸（ハニカム構造も含む）形状姿図

F	姿　　図
1 鏡板入りドア	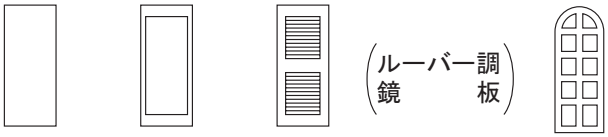 F－1A　F－1B　F－1C　FR－1A
2 ガラス額入りドア	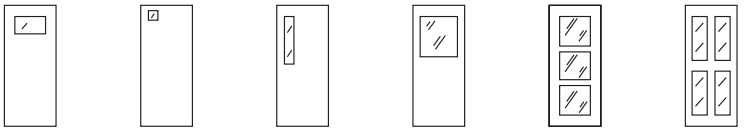 F－2A　F－2B　F－2C　F－2D　F－2E　F－2F
	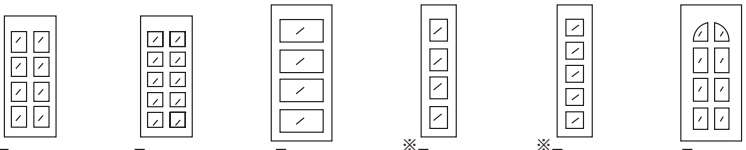 F－2G　F－2H　F－2I　※F－2J　※F－2K　F－2L
	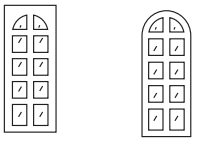 F－2M　FR－2A
3 ガラリ額入りドア	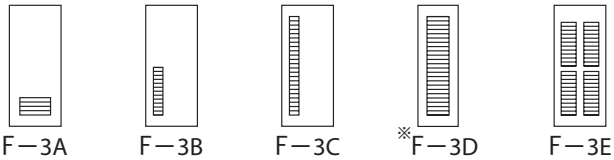 F－3A　F－3B　F－3C　※F－3D　F－3E
4 ガラスガラリ入りドア	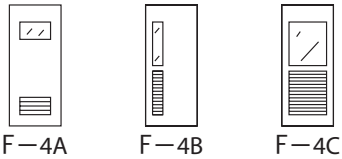 F－4A　F－4B　F－4C

（注）※のドアの幅寸法は他の1/2とする

図－2　木製框戸形状姿図

K	姿　図
1 鏡板入りドア	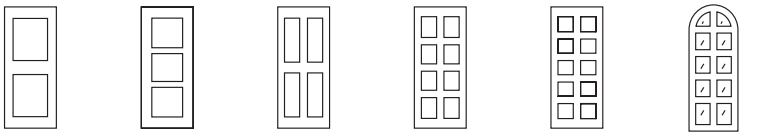 K－1A　K－1B　K－1C　K－1D　K－1E　KR－1A
2 ガラス入りドア	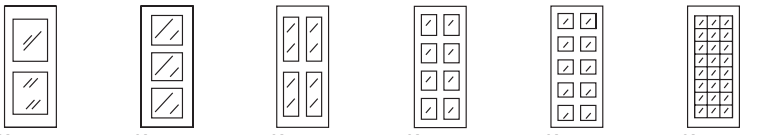 K－2A　K－2B　K－2C　K－2D　K－2E　K－2F
	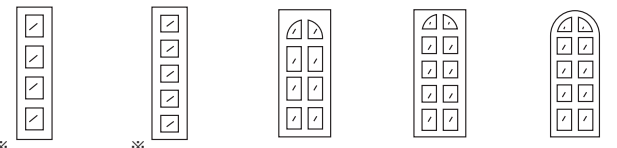 ※K－2G　※K－2H　K－2I　K－2J　KR－2A
3 ガラリ入りドア	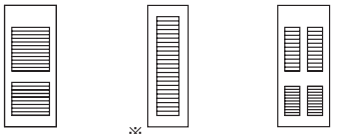 K－3A　※K－3B　K－3C
4 ガラスガラリ鏡板入りドア	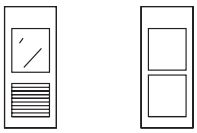 K－4A　K－4B

（注）※のドアの幅寸法は他の1/2とする

c)　長寿社会対応内装ドアの出入口の有効幅員は、750 ㎜以上であること（工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む)。(品確法等級 4 に対応)

d)　長寿社会対応内装ドアの床面から把手、引き手の中心までの高さは、900±100 ㎜であること。

（開口部呼び寸法）

図－３

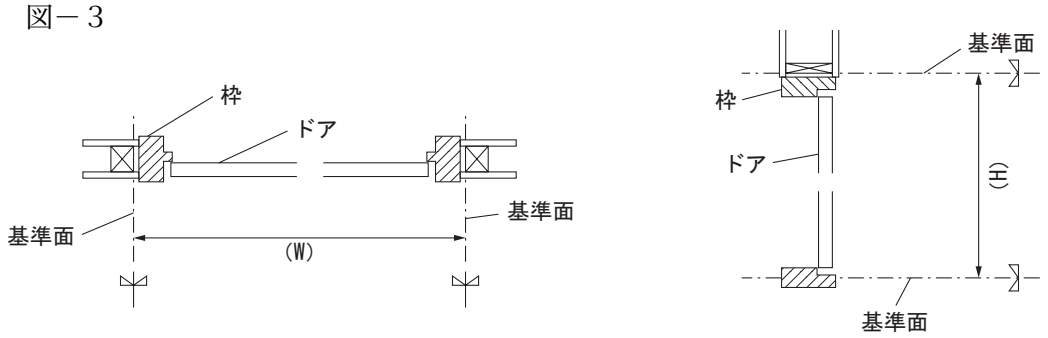

（参考）（内装設計のモデュール呼び寸法と開口部呼び寸法が一致する場合）

図－４

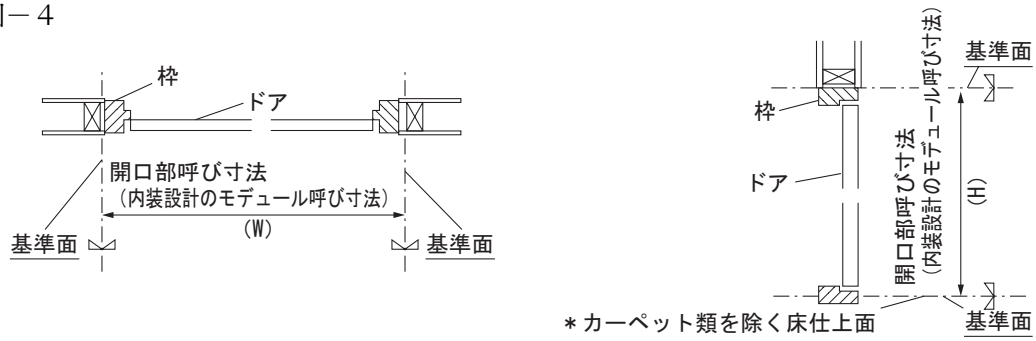

（参考）（内装設計のモデュール呼び寸法と開口部呼び寸法が一致しない場合）

図－５

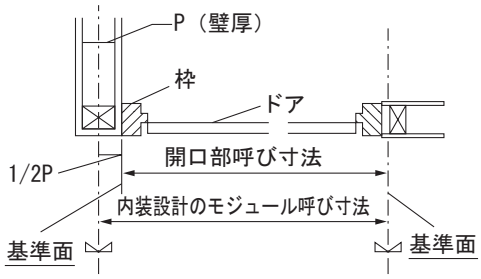

図－６

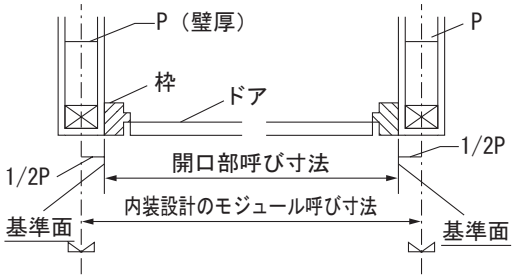

（ドアの呼び寸法）

図－７

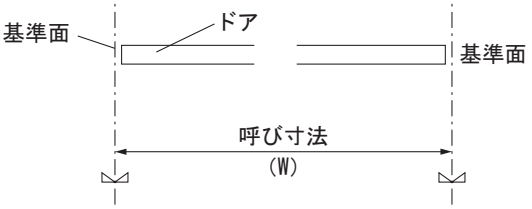

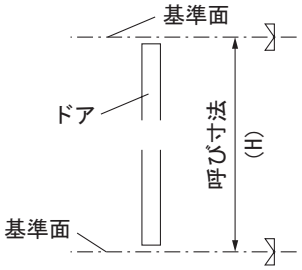

Ⅱ．要求事項

1．住宅部品の性能等に係る要求事項

（1.1 機能の確保）

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

a) 曲げ強さ（開き戸・引き戸）
　開き戸・引き戸の扉は、所定の積載荷重において変位量が小さく、またドアに破壊が生じない曲げ強さを有すること。

b) 面内剛性（開き戸）
　開き戸の扉は、所定の積載荷重において変形が少ない面内剛性を有すること。

c) 衝撃力に対する接着性（木製フラッシュの開き戸・引き戸）
　開き戸・引き戸の扉は、所定の衝撃においてドアの表面材に貫通及び接着層等のはくり破壊がないこと。

d) ねじれ強さ（開き戸）
　開き戸の扉は、所定の荷重においてドア下部に著しい変位がなく、残留変位量が小さいねじれ強さを有すること。

e) 丁番取付部の固定強度（開き戸）
　開き戸で扉枠を含む扉（扉のみの場合は除く）の丁番取付強度は、所定の位置に水平荷重を加え、丁番取付部およびドアに著しいズレおよび損傷がないこと。

f) 分布圧強さ（折戸）
　折り戸の扉の分布圧強さは、所定の位置に水平荷重をかけ、使用上支障のあるような変形、ひび割れ、破損、目地のずれがないこと。

g) 衝撃強さ（折戸）
　折戸の衝撃強さは、所定の位置に衝撃を加え、扉がレールから外れなく、扉に損傷がないこと。

h) 吸水による変形（開き戸・引き戸）
　開き戸･引き戸の扉は､所定の量の吸水により､使用上支障をきたすような反りがないこと。

i) ドアが円滑に開閉できること。

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

a) 人体の触れやすい箇所に、バリ、メクレ、危険な突起物がないこと。

b) 形状の上で、危険を伴う部分がないこと。

c) 腰部全面にガラスを使用する場合は、ガラスが破壊した際に破片が飛散しないように防止策がとられていること。

d) 長寿社会対応内装ドアの段差は、下枠または敷居と床には段差のないこと（５㎜以下の段差が生じるものを含む)。(品確法等級 4,5 に対応)

e) 長寿社会対応内装ドアでガラスを使用する場合は、ガラスが破壊した際に破片が飛散しないように防止策がとられていること。

f) 長寿社会対応内装ドアは、枠と扉が一体になっていること。

1.2.3 健康上の安全性の確保

構成部品に使用する材料は、ホルムアルデヒドによる室内空気汚染への対策が施されていること。

（1.2.4 火災に対する安全性の確保）

1.3 耐久性の確保

a) 接着部の耐久性（木製フラッシュの開き戸・引き戸）

1) 促進劣化に対する耐久性
開き戸・引き戸の扉は、促進劣化に対する十分な耐久性を有していること。

2) 平面引張力に対する耐久性
開き戸・引き戸の扉は、平面引張力に対する十分な耐久性を有していること。

b) 塗膜の耐久性（鋼製折戸）

1) 付着性
鋼製折戸の扉は、所定の付着力の確認方法により、剥離のない適切な付着力を有すること。

2) 硬さ
鋼製折戸の扉の塗膜は、所定の引っかきにより、著しいきずの発生しない硬さを有すること。

3) 耐食性
鋼製折戸の塗膜は、所定の塩水の浸せきにより、塗膜に錆が発生しないこと。

c) 開閉繰り返しに対する耐久性（開き戸）
開き戸・引き戸・折戸の扉は、開閉繰り返しに対する十分な耐久性を有していること。

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 内装ドアのライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、

更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

2 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理していること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書
無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間
無償修理保証の対象及び期間は、次の部品を構成する部分又は機能に応じ、一定の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として別に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

1) 把手，戸車等の可動部　２年

2) 1)以外の部分又は機能に係わる瑕疵（施工の瑕疵を含む）５年

運用方針：
無償修理保証に係る部品の瑕疵に含まれる施工の瑕疵とは、部品製造の延長として位置づけられる認定企業の直接施工や認定企業の提携施工者による施工についての瑕疵をいうものであります。従って、当該部分は、施工が提携施工者等に限定される部品や施工者を限定しない部品における提携施工者等による施工について適用されます。

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

a) 構成部品について、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)について明確にしていること。

b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。

c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等の情報を明示していること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。

d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を 10 年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。

b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイス

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

2.3.2 施工方法・納まり等の明確化

適切な施工方法・納まりが明確になっているとともに、施工上の禁止事項、注意事項が明らかとなっていること。

運用方針：
施工方法・納まり等の明確化に関しては、施工者を提携施工者等に限定する部品の場合は、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工方法・納まり等の明確化が図られているものとします。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

内装ドアに関する基本的な事項についての情報のうち所用事項が、容易に入手できる方法により提供されること。

3.2 使用に関する情報提供

内装ドアについて、所用事項を記載した取扱説明書及び保証書が所有者に適切に提供されること。

運用方針：
保証書等への瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されている旨の明記については、当分の間、当財団において広報に努めるとともに当財団のホームページにその旨を掲載しますので、品質保証書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととします。

3.3 維持管理に関する情報提供

内装ドアの専門的な維持管理の実施に要する所用事項が、容易に入手できる方法により維持管理者等に適切に提供されること。

3.4 施工に関する情報提供

内装ドアの施工について、所用事項を記載した施工説明書が施工者に適切に提供されること。

運用方針：

・施工を提携施工者等に限定する部品の場合の施工説明書等については、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工に関する情報が適切に提供されているものとします。また、無償修理保証の対象、期間等並びにＢＬ保険の付保に関する事項についても、同様に適切に情報提供されるものとして、施工説明書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととします。

・施工者を限定しない部品の場合の施工説明書等については、既認定部品の施工説明書との関連等でやむを得ない場合には、施工説明書に施工方法の禁止事項・注意事項の一部及び施工の瑕疵に対してＢＬ保険が付保されていることの紹介のみにとどめ、当財団において当該認定部品に係る禁止事項・注意事項のすべてを記載した施工要領並びに施工の瑕疵に付保されるＢＬ保険制度の詳細についてホームページに掲載しますので、これを活用することができるものとします。この場合、施工説明書には当財団ホームページに当該住宅部品の施工要領及びＢＬ保険制度の詳細が掲載されている旨を記載するか、既認定部品の取扱いと同様に当財団で用意する共通の追補ペーパーを貼付等してその旨を明らかにすることもできるものとします。

なお、無償修理保証の対象、期間等については、部品製造の延長として位置づけられる提携施工者等の施工の場合には、施工説明書に記載することができるものとします。

Ⅲ．附則

１．この認定基準（内装ドア　ＢＬＳ　ＩＤ：２００７）は、２００７年１１月３０日から施行する。

２．この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（内装ドア　ＢＬＳ　ＩＤ：２００５）は廃止する。

３．この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から３か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。

「優良住宅部品認定基準（内装ドア）」の
解　説

この解説は、「優良住宅部品認定基準（内装ドア）」の改正内容等を補足的に説明するものである。

Ⅰ　今回の修正内容

１．認定基準の性能規定化と充実

認定基準の作成ガイドラインに基づき認定基準を整理・充実し、性能規定化した。

a）認定基準の性能規定化

住宅部品の技術革新や多様化に柔軟に対応すること及び消費者等の理解の一助とすることを目的に、認定基準の性能規定化を行った。

b）認定基準の充実

1)　環境に対する配慮の項目（選択）の追加【Ⅱ．1.4】

改正前の認定基準（BLS ID:2005）においては、環境に対する負荷の低減について定められていなかったが、各方面からのニーズが高まっている環境対策状況について、申請者の製造場における取組みを評価できるよう認定基準を追加した。

2)　供給者の供給体制等に係る要求事項及び情報の提供に係る要求事項の充実

①維持管理体制の充実【Ⅱ．2】

ＢＬ部品を長期にわたって使用するためには、相談の受付、補修や取り替えの確実な実施ができることなどが重要であるため、維持管理のための体制に関する基準を充実した。

②消費者等への情報提供【Ⅱ．3】

ＢＬ部品の高い機能性、安全性、耐久性等を有効に発揮・維持するためには、部品の取り付け方、適切な取り扱い方などが消費者、工務店等に適切に伝達される必要があるため、情報提供に関する基準を充実した。

２．評価基準の制定

認定基準の性能規定化に伴い、基準への適合を確認するための評価方法である評価基準を制定した。

３．様式の変更等

認定基準の性能規定化等とともに、従来は別冊としていた総則を本基準に規定した。これに伴い、基礎基準及び選択基準（推奨選択基準、標準化選択基準）の分類の廃止、項目番号の変更を行った。

４．＜参考＞資料の記載位置の変更

改正前の認定基準（BLS ID:2005）においては、情報提供上の整理区分が基準本文に添付されていたが、本項目は参考情報であり、認定基準の一部ではないことから、解説に添付することとした。

Ⅱ　要求事項の根拠

判定値としては反り矢高測定、吸水による変形試験ともに 3㎜ 以下としている。

１．扉の曲げ荷重に対する要求性能【Ⅱ 1.2.1 a）】

扉（開き戸、引き戸）に４等分点２線荷重により 980N（100 kg ｆ）の荷重をかけ、扉の剛性（294N時の変形）及び強度を確認している。

ドアパネルがフラッシュ構造の場合、面材と芯材が均一に接着され一体化していないと、ＢＬで要求している曲げ性能を満足する可能性は低い。294N（30 kg ｆ）時の変形量が 3㎜ 以下という要求性能は、一般的な材料で内装ドアを組み立てた場合、面材と芯材が接着により一体化していれば満足できる値である。

また接着不良が存在すると、曲げ応力が作用した時に面材がハクリする可能性がある。荷重 980Nで異常を生じないという要求性能は、パネルとして面材が均一に接着されているという確認になる。

２．扉の面内荷重に対する要求性能【Ⅱ 1.2.1 b）】

扉（開き戸）を９０°開いた状態で把手部分に 294N（30 kg ｆ）の面内荷重をかけ、扉の面内変形や丁番部分の変形を確認している。

扉（開き戸）の面内方向に力が加わる場合は、取手部分に子供がぶら下がったり、物を掛けたりする事で生ずる。このような面内方向の荷重をＢＬでは 294N(30kgf)とし、そのときの変形量を規定している。変形量は、面内変形が 1㎜ 以下で、かつ枠と丁番の相対変位が 1㎜ 以下としている。この性能が満足できないとドア上部が開閉時に枠と当る、また戸先部が床と接触するといった不具合が生ずる。以上を想定し、試験により性能を確認している。

３．扉の衝撃力に対する要求性能【Ⅱ 1.2.1 c）】

（１）鋼球落下

扉（開き戸、引き戸）の最も弱い部分に 0.5 kgの鋼球を１ｍの高さから落下させ表面材の破壊と接着層の状況を確認している。

内装ドアの下側は、人間がつま先で蹴ることにより衝撃力が加わる可能性がある。またドア上部も人間の肘等での衝撃や、荷物の運搬時に荷の角がぶつかるといった可能性も考えられる。これらの衝撃力を想定し、ＢＬでは 0.5kg の鋼球を 1m から落下させている。衝撃時の判定は、表面材が貫通しないこととしている。表面材に亀裂が入る程度の損傷は補修可能であるが、貫通してしまうとドアの取り替えが必要となるという判断からである。

（２）砂袋振子

扉（開き戸、引き戸）の最も弱い部分に 15 kgの砂袋で振子式に衝撃を加え表面材の破壊と接着層の状況を確認する。これは人間が扉にぶつかると言った衝撃力を想定している。
この衝撃力に対し、表面材の状況や、面材と芯材の接着層の状況を確認している。

４．扉のねじれ力に対する要求性能【Ⅱ 1.2.1 d）】

扉（開き戸）を 90°開いた状態でノブの位置に面外方向の水平荷重 294N（30 kg f）を加え、除荷後の残留変形の状況を確認している。

ストッパーを掛けた状態で、扉を無理に閉めようとしたり、また扉が開き、壁に当たっている状態でさらに開こうとして、ねじる力を加えるといったことが想定される。このようなねじれる力に対し十分な剛性がないと、施錠ができなくなる、もしくは気密性が低下するといった現象が生ずる。要求性能として、水平荷重 294N（30 kg ｆ）を加え、除荷後の残留変

形が 5㎜ 以下としている。

５．丁番取付部の水平荷重に対する強度要求【Ⅱ 1.2.1 e）】

扉（開き戸）を 90° 開いた状態で、下端部を固定しノブの位置に水平荷重 294N（30 kg f）を加え、丁番取付部のズレ、損傷の有無を確認している。これは、ドアの開閉操作が何らかの原因で不可能になった場合（例えばストッパーかかかっていることに気づかないで開閉しようとした場合など）、丁番部分に損傷が生じないことを確認している。

６．折戸の衝撃強さに対する要求性能【Ⅱ 1.2.1 g）】

折戸の扉の中央部に 15 kgの砂袋で衝撃を加え（1m 振子式、角度 45 度）、扉の損傷や扉が外れてしまうかの確認している。これは、折れ戸に人がぶつかったときのことを想定しており、容易に扉がはずれることなく、機能を維持できるかを確認している。

７．扉の反り変形の関する要求性能【Ⅰ 6 a）2）】

ドアの反り変形は、反り矢高測定試験と吸水による変形試験で確認している。反り矢高測定は、試験体として搬入された初期の反り変形の測定である。したがって一般には現場に搬入されたドアの状態とほぼ等しいと考えてよい。

また吸水による変形試験は、片面に噴霧器を用いて散水し、散水後の反り変形を時間経過で測定している。ドアの片面が高湿度の環境におかれた場合のドアの反り変形を簡易的に確認している。

８．扉の接着性能に対する要求性能【Ⅱ 1.3 a）】

フラッシュ構造の扉では、十分な接着性能を有していないと、面材と芯材がハクリし、ドアの性能を満足できない。平面引張では基本的な接着力の確認を行なっている。要求性能である 5kg/㎠ は、含水率管理された芯材と面材を、標準的な方法で接着すれば満足できる数値である。

促進劣化によるハクリは、面材と芯材を接着したカットサンプルを３時間水中に浸せきし２４時間常温乾燥した場合のハクリ長さを測定している。ドアの使用環境として温度・湿度が変化している状況での使用が一般的であるが、短期間での評価のため水中浸せきによる試験で性能を確認している。要求性能としてはハクリしないこととなっている。面材と芯材の膨張収縮量の差により面材と芯材がハクリしてしまうと言うことは、内装ドアとして数十年の使用が期待できないと言う判断である。

９．環境に対する配慮【Ⅱ．1.4】（任意選択事項）

各方面からのニーズが高まっている環境対策について、2003年に当財団、(社)リビングアメニティ協会及び環境共生住宅推進協議会と共に「住宅部品環境大綱」を策定し、環境に配慮した住宅部品の開発・普及に努めることを宣言した。優良住宅部品認定基準においても「環境負荷の低減」に関する事項を任意選択事項として定め、申請者の製造場における環境負荷の低減への取組み等を評価することとした。

a）製造場の活動における環境配慮【Ⅱ．1.4.1】（任意選択事項）

環境に配慮した製造には、IS014001 等の環境マネジメントシステム取得のほか、独自に環境方針や環境基準を定め、省エネルギー型生産設備の導入、環境法令(騒音、振動、排水、排気、廃棄物の処理など)に基づいた製造等が考えられる。環境マネジメントシステムの取得を義務付けるものではない。

b）住宅部品のライフサイクルの各段階における環境配慮【Ⅱ．1.4.2】（任意選択事項）

全ての住宅部品は、設計から廃棄に至るまでの部品のライフサイクルの各段階（次の①から⑥の各項）において、必ず何らかの環境負荷を発生させており、一部の申請者では、環境負荷低減に向け業界をリードする積極的な活動の裾野を広げることを目的に、これらの活動を評価する基準を設けた。なお、当面の間は対象となる住宅部品が一部の住宅部品と考えられることから、任意選択事項とした。

① 材料の調達時等における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.1】
② 製造・流通時における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.2】
③ 施工時における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.3】
④ 使用時における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.4】
⑤ 更新・取外し時における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.5】
⑥ 処理・処分時における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.6】

１０．供給者の供給体制等に係る要求事項【Ⅱ．2】

ＢＬ部品を長期にわたって使用するためには、相談の受付、補修や取替えの確実な実施が行われることなどが重要であるため、維持管理のための体制に関する基準を制定した。

a) 適切な品質管理の実施【Ⅱ．2.1】

認定の対象となる部品は工業化された部品であり、製造における品質の安定性が強く求められている。これら品質管理の手法として IS09001 等の品質マネジメントシステムを用いるケースが増えてきていることから、その内容を認定基準として取り入れた。また、従前の認定基準総則において要求していた「生産上の品質管理規準」も、IS09001 と同等の品質マネジメントシステムとして考えられる。

b）適切な供給体制及び維持管理体制等の確保【Ⅱ．2.2】

使用者への情報提供不足からクレームとなることが多く、これらを抑制するためには、製品個々の実力、性能を維持し続けるための適切な使用方法、消耗品の有無及び交換頻度等の情報を、適切な情報伝達により使用者と共有することが重要と考えられる。

そこで、製品の確実な供給を行うとともに、適切なアフターサービスの提供により顧客満足度の向上に努めることなどの取組み内容を求めた。

c）適切な品質保証の実施【Ⅱ．2.2.1】

住宅の品質確保の促進等に関する法律により、住宅の主要構造部等に対し 10 年間の瑕疵担保責任づけられたことなどを背景に、住宅部品についても瑕疵に対する保証を充実していく必要があるとの観点から、優良住宅部品の保証制度の拡充を行い、かつ「別に定める免責事項」*を保証書等に記載することを要求した。また、保証期間には「施工の瑕疵を含む」事を明確に表示することを求めた。

＊：「別に定める免責事項」

1　住宅用途以外で使用した場合の不具合
2　ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
3　メーカーが定める施工説明書等に基づかない施工、専門業者以外による移動･分解などに起因する不具合
4　建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象

5　海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合 6　ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合 7　火災･爆発等事故、落雷･地震･噴火･洪水･津波等天変地異または戦争･暴動等破壊行為による不具合 8　漏水、結露等により長時間高湿度状態で放置されたことに起因する不具合

d）確実な供給体制の確保【Ⅱ．2.2.2】

全てのＢＬ部品への要求事項。

e）維持管理のしやすさへの配慮【Ⅱ．2.2.3.1】

全てのＢＬ部品への要求事項。消耗品の交換やメンテナンスの実施のしやすさ等を求めた。

f）補修及び取替えへの配慮【Ⅱ．2.2.3.2】

全てのＢＬ部品への要求事項。「取替えパーツの供給可能な期間の設定」に加え、消費者との間で誤解を招きやすいような消耗品の有無や交換頻度など、維持管理上の重要情報の有無を明確にしておく事を求めた。

住宅部品に対するクレームのひとつとして、メーカー側から必要情報が提供されていないことや、住宅部品の流通段階で情報が適切にリレーされず、使用者等に必要な情報が届かないことによるものがある。これらを改善するために、使用期間中に交換や点検が必要な部品(消耗品や補修用性能部品と呼ばれている部品)の有無やその交換頻度(交換条件等を含む)の情報を提供することにより、メーカーと使用者等との間のトラブル低減に努めることとした。

なお、交換頻度については、設置環境、使用環境、その他、複数の条件が重なることにより、バラツキが大きいため、できる限り想定している前提条件を明確にし、交換頻度とともに使用者等へ情報提供を行い、住宅部品が使用されることが必要と考えられる。

また、住宅部品の設計耐用年数は、建築躯体の寿命まで住宅部品の更新を行いながら使い続けるために、大変重要な情報であるが、使用者等が「設計耐用年数」*1、と「製品保証期間」*2等を同一のものと捉えているケースが多く、住宅部品の設計耐用年数の公表は市場をさらに混乱させる可能性が高いと考えられるため、当財団では第三者機関として、企業と使用者等との間で共通認識されていない用語や定義の通訳を行うなど、お互いが都合の良い判断や一方的に妥協させられる対応が行われないよう環境整備に努める。

＊１：メーカーが住宅部品の開発・製造時に設置環境、使用環境、使用条件等を設定し、基本性能や機能が維持するであろう年数として設定する耐用年数をいう。

＊２：住宅部品の初期故障等のフォローを意識している保証期間をいう。製品の初期不良や設計上の瑕疵等の保証のみについて行うことが多く、基本性能の維持等使用状況等に左右される部分の保証は行っていないケースが多い。

g）確実な維持管理体制の整備【Ⅱ．2.2.4】

全てのＢＬ部品への要求事項。消費者対応が適切に行われるよう、相談窓口機能及び維持管理機能の継続を要求した。又、これらの対応を行う者に対して資質の向上、最新情報の入手や共有等計画的な教育の実施を求めた。さらに、維持管理対応記録の管理を求めた。

h）適切な施工の担保【Ⅱ．2.3】

従前からの全ての部品への要求事項としての適切なインターフェースの設定に加え、供給者の意図とは別の施工によりトラブルが発生しないよう、施工方法・納まりの明確化、施工

上の注意点、禁止事項の明確化を求めた。

なお、不適切な隠蔽部位の寿命構成や、納りの不適切さによって生ずる、本来の改修目的以外の部位の工事の抑制などの観点から、インターフェースを設定しておくことが必要と考えられる。また、住宅部品の廃棄時を考えた場合、できる限り住宅部品間あるいは建築躯体間とで、分別しやすい納りなどを設定していることも重要である。

さらに、施工説明書等で指示された施工要領から逸脱していない施工の瑕疵について、一般的にＢＬ保険の対象としたことを踏まえ、施工要領の範囲の明確化や施工における注意事項及び禁止事項を明確にしておくことを求めた。

１１．情報の提供に係る要求事項【Ⅱ．3】

住宅部品に対するクレームを低減するために、住宅部品の持っている情報を、メーカーから使用者へ確実に伝えることが重要となる。住宅部品の選択段階、施工段階、使用段階、維持段階の各段階において、適切な情報を適切な方法で関係する者へ提供する事を求めた。消耗品の有無や価格等のような情報については、消費者が部品選択時に情報提供を受ける事により、クレームとはなりにくいものであり、適切なタイミング及びルートで提供されることが必要である。

a）基本性能に関する情報提供【Ⅱ．3.1】

設計者が設計ミスを犯さないよう、また、消費者が誤解しないよう、部品選択時において情報提供しておくべき内容をまとめ、カタログ等により提供する事を求めた。

使用者へ提供されるべき情報については、メーカーから直接届くものと設計者や施工者を介して届けられるものがあるため、後者に関しては使用者へ確実に提供されるようなお願い事項等が必要である。

b）使用に関する情報提供【Ⅱ．3.2】

従前からの全ての部品への要求事項として、取扱説明書等において使用者へ提供すべき内容をまとめ、適切な使用に関する情報を提供する事を求めた。また、保証書においてＢＬ保険制度基づく優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されていることを明記する事を要求し、ＢＬ部品の特徴である保険の付保についての認識を高めることとした。

c）維持管理に関する情報提供【Ⅱ．3.3】

最低限維持管理者へ提供すべき内容をまとめ、適切な方法により維持管理の実施に関する情報を提供する事を求めた。

d）施工に関する情報提供【Ⅱ．3.4】

従前からの全ての部品への要求事項として、施工説明書等において施工者へ提供すべき内容をまとめ、確実な施工の実施に関する情報を提供する事を求めた。また、ＢＬ保険制度基づく優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されていることと、施工説明書どおりの施工を行った場合にあっては、施工者が被保険者として請求できる事を明記する事を要求し、ＢＬ部品の特徴である保険の付保についての認識を高めることとした。

Ⅲ　その他

１．基準改正の履歴

【2005 年 9 月 9 日公表　2005 年 12 月 1 日施行】

（１）施工方法の明確化等の変更【Ⅱ 9.(4)　12.(1)(2)(3)】

施工説明書等で指示された施工要領から逸脱していない施工の瑕疵について、一般的にＢＬ保険の対象としたことを踏まえ、施工要領の範囲の明確化及びＢＬ保険の付保の情報提供を行うことを求めることとした。

【2004 年 12 月 1 日施行】

（1）【Ⅲ. ２．２－１（２）】

「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）」第３条第１項の規定に基づく「評価方法基準（平成13年国土交通省第1347号）」の改正に整合させるため、認定基準の一部を改正した。推奨選択基準［長寿社会対応型］として高齢者等配慮対策等級に係る出入口段差について、改正前は等級5の段差の基準を設計寸法３㎜以下、仕上げ寸法５㎜としていたが、改正後は下枠または敷居と床の段差として５㎜以下とした。

品確法に基づく建設評価の際は、設置された部品を実際に測定するものであるため、施工上の誤差も含めて仕上げ寸法で５㎜以下となることが必要である。ＢＬ評価にあっては、「９．適切な施工の担保」により仕上げ寸法５㎜が担保されるものであることを確認することとなる。

【2003 年 6 月 2 日施行】

（1）構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策の変更【Ⅱ 7.(4). 1）】

従来、ＢＬ認定部品のホルムアルデヒド対策については、該当部品（構成部品として木質系の部材を有するもの）の基準において、ＪＩＳ、ＪＡＳで定められている最高等級レベル（旧等級区分E_0、FC_0）のものを要求してきたが、この度、シックハウス対策のための改正建築基準法（居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置）が平成15年7月1日に施行されることに伴い、「シックハウスに係る技術的基準」で定める内容を採り入れることとした。

本ＢＬ認定基準の「建築基準法施行令第２０条の５第１項第３号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第４号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料若しくは第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること。」とは、いわゆる規制対象外の材料を使用した構成部品を指している。これは、ホルムアルデヒドの発散速度0.005mg／㎡ｈ以下、JIS、JASで定める等級区分Ｆ☆☆☆☆相当のものである。

また、「同条第４項に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの。」は、第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料、第三種ホルムアルデヒド発散建築材料について発散速度0.005mg／㎡ｈを超える量のホルムアルデヒドを発散しないものとして国土交通大臣の認定を受けたもので、規制対象外の建築材料とみなされる。

（2）ホルムアルデヒド発散速度等の表示の義務付け【Ⅱ 7.(4). 2）】

ユーザーが部品選択や性能確認をし易いように、当該部品、カタログ等にホルムアルデヒド発散速度又は発散区分の表示を義務付けることとした。

参考　内装仕上げの制限（建築材料の区分）＜シックハウスに係る技術的基準より抜粋＞

ホルムアルデヒドの発散速度	告示で定める建築材料		大臣認定を受けた建築材料	内装の仕上げの制限
	名称	対応する規格		
0.12mg／㎡ｈ超	第１種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散建築材料	JIS、JASの旧E_2、FC_2相当、無等級		使用禁止
0.02mg／㎡ｈ超 0.12mg／㎡ｈ以下	第２種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散建築材料	JIS、JASのF☆☆（旧E_1、FC_1）	第20条の５第２項の大臣認定（第２種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散建築材料とみなす）	使用面積を制限

0.005mg／㎡ｈ超 0.02mg／㎡ｈ以下	第３種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散建築材料	JIS、JASの F☆☆☆ （旧E_0、FC_0）	第20条の５第３項の大臣認定（第３種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散建築材料とみなす）	
0.005mg／㎡ｈ以下		JIS、JASの F☆☆☆☆	第20条の５第４項の大臣認定	制限なし

【2000 年 12 月 20 日公表・施行（2001 年 10 月 1 日修正）】

（1）ホルムアルデヒド対策の範囲について明確化【Ⅱ 7.(4) 1）、2）】

室内空気質対策の一環として取上げられているホルムアルデヒド対策について、対象を明確にした。ａ.～ｃ.については、構成材料についての考え方であるため「１）構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策」と項目を設けた。また、従前のｄ．については部品選択時に伝えてほしい情報のひとつであるため「２）部品選択時における情報提供」の項目を設け、部品供給側からこの内容に沿った配慮が必要なケースと範囲を明確にした。

「２）部品選択時における情報提供」は、ホルムアルデヒド低減対策が施された部品を設置するために使用する補強材や接着剤などにも注意を払うこととしている。ついては、設計者、施工者及びエンドユーザーそれぞれの立場で（設計前、施工前、購入前）情報を共有し、対策の必要性を意識してもらえるよう、情報提供すべきである。なお、エンドユーザーに情報提供する方法として、製品カタログ、チラシ、技術資料等が考えられる。直接エンドユーザーに情報提供できない場合にあっては、設計者用資料等に「エンドユーザーへ提供してほしい情報」として必要事項を記載するなど、確実に情報を伝える方法が考えられる。

また、構成部品としてホルムアルデヒド対策の必要がない場合は、部品供給側からの情報提供の必要はない。

さらに、JIS A 5905(繊維板)におけるＨＢ(ハードボード)について、ホルムアルデヒド放出量にかかる規定は定めていないが、ＭＤＦと同様にホルムアルデヒド放出量を、0.5mg／Ｌ以下に抑えることが望ましい。

（2）ホルムアルデヒド対策の推奨選択基準から基礎基準への移行【Ⅱ 7.(4) 1）、2）】

「構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策」が施された建材の市場への供給量が増加してきたこともあり、事前に告知していた通り、「Ⅲ.２.推奨選択基準」で要求していた性能を、平成１３年１０月１日付で「Ⅱ.基礎基準」へ移行し公表した。

また、「構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策」が必要となる既認定品については、平成１４年３月３１日をもって新基準「Ⅱ **7.(4) 1）、2）**」に対応すべく、変更申請により移行する。

【2000 年 12 月 20 日公表・施行】

（1）住宅性能表示制度の評価方法基準への対応【Ⅲ　２．２－１】【Ⅲ　２．２－２】

「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）」第３条第１項の規定に基づく「日本住宅評価方法基準（平成１２年建設省告示第1652号）」に従って表示すべき住宅の性能に関する評価の方法の基準に該当するよう、認定基準の一部を改正した。また、参考としてＢＬ部品が相当する等級を示した。

なお、住宅性能表示制度の評価方法基準のうち、ホルムアルデヒド対策(内装)等級、高齢者等配慮対策等級（専用部分）においては、天窓以外の部位についても基準を定めており、これらと併せて等級表示が可能となることから、ここで示す基準は、あくまでも住宅全体の性能を等級表示する際に有効な一部位についてのものである。

また、住宅性能表示制度に関連し、評価方法基準と整合が図られている規定については、当該規定の記述の箇所に 住宅性能表示制度関連 と記載している。この規定への適合性が第三者による試験データ等をもって評価されたＢＬ認定部品については、住宅性能表示制度において所要の性能を有する住宅部品として取り扱われることとなる。

1）品確法評価方法基準「9．高齢者等への配慮に関すること」「9－1　高齢者等配慮対策等級（専用部分）」に関して適合性評価ができるよう、推奨選択基準として「出入り口の幅員」についての基準を設けた。

2）品確法評価方法基準「6．空気環境に関すること」「6－1ホルムアルデヒド対策(内装)」に関して適合性評価ができるよう、基礎基準にホルムアルデヒド放散レベルが日本農林規格(JAS)の$F_{☆☆}$等級レベル及び日本工業規格(JIS)のE_0等級レベルの材料を対象とする基準を設けた。

なお、日本工業規格(JIS)の対象となる特定木質建材については、流通しているE_0等級レベルのものが現時点では少ないことから、その適用に猶予期間を設け、改正認定基準の適用時期を平成１３年１０月１日とした。したがって、平成１３年9月３０日までは本文に記述した枠囲いの旧基準を基礎基準として適用するとともに、平成１３年１０月１日以降に基礎基準となる規定を、暫定的に推奨選択基準として適用している。

【2000 年 10 月 31 日公表・施行】

（1）優良住宅部品の保証制度の拡充に伴なう変更【Ⅱ　１２．（１），（２）】

住宅の品質確保の促進等に関する法律により住宅に対し 10 年間の瑕疵担保責任が義務づけられたことなどを背景に、住宅部品についても瑕疵に対する保証を充実していく必要があるとの観点から、優良住宅部品の保証制度の拡充を行い、基準上の表現を変更し、かつ別に定める免責事項を保証書等に記載することを新たに規定した。

【1999 年 8 月 20 日公表・施行】

（1）品目の変更【「Ⅰ」】

品目名を「内装システム（内装ドア）」から「内装ドア」に変更した。

（2）直角度試験、直線度試験、対角線寸法差測定試験の廃止

開き戸・引き戸について、改正前の基準では、「直角度試験、直線度試験、対角線寸法差測定試験」を行っていた。しかしドア製作時に用いられる切削工具は、加工精度の向上がめざましく、現状の加工において試験で確認する必要はないと判断した。

ただし現物審査を行うことを前提とする。

（3）ガラスを使用する場合の規定【Ⅱ　７．（３）３）】

ガラスを使用する場合の安全性について、人がぶつかってガラスが割れた際に飛散したガラスの破片によりケガをしないように「使用者が転倒したときになどに割れても安全なものであること。」と新たに規定した。

（4）ホルムアルデヒドの放散量の規定化【Ⅱ　７．（４）】

近年､様々な揮発性有機化合物による住宅内の空気汚染が社会問題となっている｡これは､住宅の高気密･高断熱化が進むのに伴い､計画換気されていない住宅などで換気量が不足し､住宅に用いられる建材・家具などから放散される揮発性有機化合物が室内に充満することが原因である。揮発性有機化合物の一つであるホルムアルデヒドは、建材や家具などに使用される合板やパーティクルボード等の接着剤、フローリング等の接着剤に防腐剤として含まれることが多く、皮膚炎、喘息の原因となるといわれている。ホルムアルデヒドは揮発性の物質であるため換気を十分に行えば室内の気中濃度は減るが、人体への影響を考慮すると、できる限りホルムアルデヒドを含まない建材等を使用することが望まれる。

このような状況の中､平成 11 年 3 月 2 日に社団法人住宅生産団体連合会では、「住宅内の化学物質による室内空気質に関する指針」において、健康住宅研究会で取り上げられた優先取組物質の中でも、早急な対応が必要であるとしてホルムアルデヒド放散量の低減のための対策等をとりまとめている。この指針は、住宅の部位・部材の中でも室内のホルムアルデヒド濃度への影響が大きい内装仕上げ材等を主として検討の対象としており、現在入手可能な

建材・施工材を使用してホルムアルデヒド放散量の低減を目指している。

当財団では、従来から、ホルムアルデヒド対策の検討を行ってきたところであるがこの指針を受け本基準に指針内容を採り入れることとした。

なお、今後は、人体に影響を与えるといわれている他の優先取組物質についても検討していく。

（5）ペーパーコアについてＪＩＳを引用【Ⅱ ８．（1）７）】

仕様規定として新たにペーパーコアを追加し、その規格についてはＪＩＳを引用した。

（6）標準化選択基準の設定【Ⅲ １．１－1】

標準化選択基準を設定し、この基準を満たすものを呼称として「標準化内装ドア」とした。改正前の基準では、木製フラッシュ戸及び木製框戸で所定の姿図によるものを「ドアリーフⅠ型」とし、木製フラッシュ戸にあっては芯材の寸法を、木製框戸にあっては框部の寸法等を規定していたが、改正後は、木製フラッシュ戸及び木製框戸について出入口に用いる扉（開き戸、引き戸）及び収納部に用いる扉（開き戸、引き戸）の扉の見込み寸法のみの規定を残したものを標準化内装ドアとして位置付けた。これは、扉の諸性能を性能試験により確認しているため、仕様で規定する必要がないと判断したためである。

（7）推奨選択基準の設定【Ⅲ ２．２－1】

推奨選択基準を設定し、この基準を満たすものを呼称として「長寿社会対応内装ドア」とした。出入り口の有効幅員 750 ㎜、段差３㎜、床面からの把手、引き手の中心までの高さ 900±100 ㎜は、長寿社会対応住宅設計指針（平成７年６月２３日建設省住備発第６３号局長通知）に適合したものとなっている。

＜参考＞

情報提供上の整理区分

[品確法評価方法基準との関係]

①大項目：「6．空気環境に関すること」
表示すべき事項：「6－1ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)」

ＢＬ認定基準（基礎基準）			品確法評価方法基準		
対象材料	ホルムアルデヒド発散速度	要求事項	部位	等級	基準の概要
構成部品に使用する材料	0．005 ㎎/㎡h以下	F☆☆☆☆相当	内装仕上げ	等級3	居室の内装の仕上げに用いられる特定建材がF☆☆☆☆相当

②大項目：9．高齢者等への配慮に関すること

表示すべき事項：9－1　高齢者等配慮対策等級（専用部分 ）

ＢＬ部品が相当する等級

品確法評価方法基準		ＢＬ認定基準上での位置付け
等級５	床は段差のない構造（５㎜以下の段差が生じるものを含む）	推奨選択基準
	有効幅員は 800㎜以上確保するか、工事を伴わない撤去等により確保	
等級４	床は段差のない構造（５㎜以下の段差が生じるものを含む）	
	有効幅員は 750㎜以上確保するか、工事を伴わない撤去等により確保	